

# 7月定例総会議事録

1. 開催日時 令和4年7月15日（金）午前10時～午前10時25分
2. 開催場所 宇部市男女共同参画センター・フォーユー 3階 軽運動室  
（宇部市琴芝町一丁目2番5号）
3. 出席委員 会長 原田 秀一  
職務代理 上田 直樹  
委員 伊藤 多美恵、内山 信行、河崎 貫一郎、村田 信男、  
村田 高子、岡田 保子、落合 直巳、阿部 利男、  
野村 文雄、関谷 利彦、磯部 恵子、正司 浩幸、  
富永 茂巳、河村 守浩・・・（15人）
4. 欠席委員 関谷 利彦、田中 修、大草 知子・・・（3人）
5. 議事日程  
第1 議事録署名委員の指名  
第2 付議事項  
議案第1号 農地法第4条の規定による転用許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について  
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第4号 非農地証明申請について  
議案第5号 農用地利用集積計画（案）の審査について  
議案第6号 宇部市農業委員会事務局規程の一部改正について  
議案第7号 要綱等の改正について  
議案第8号 承認済案件の変更について  
第3 報告事項  
報告第1号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地の転用について  
報告第2号 農地所有適格法人報告書について  
報告第3号 農地等の利用状況報告書（一般法人用）について  
報告第4号 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について（裁判所）
6. 事務局 河村局長、石川局長補佐、縄田係長

議 長： 定刻となりましたので、7月の定例総会を開会します。  
事務局から諸般の報告をお願いします。

事務局： それでは諸般の報告をします。  
本日の出席人数ですが、ただ今の出席委員は15人です。  
欠席は3名となっています。欠席者からは事前に連絡をいただいています。  
本日の議事は、議案第1号から第8号までの付議事項33件及び報告事項4件  
です。なお、議案第6号から第8号は本日追加の議案です。また、議案第2号7  
0番、71番は取り下げとなりました。以上で報告を終わります。

議 長： 本日の委員18人中15人出席ですので、総会は成立しています。  
本日の議事録署名委員については私から指名します。  
小野地区の野村委員、旧市地区の伊藤委員をお願いします。  
なお、書記については、事務局職員に対応させます。  
ただ今の事務局報告に質疑等はありませんか。

(質問、意見なし)

議長： それでは、これより議事に入ります。  
議案第1号、農地法第4条の規定による転用許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は1ページ、上から1番目と2番目、旧市地区の議案、10番と11番の2件について説明します。

11番について、事前着工を確認したことから、口頭による注意を行い、始末書を提出させています。内容は、農地法の認識不足から、事前着工したこと、今後は農地法その他関係法令の手続きを遵守する旨が記載されています。

その他は、いずれの議案も事前質問はありませんでした。また、基準書に記載のとおり、いずれの議案も立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。以上です。

議長： 旧市地区の2件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： すみませんが、11番の始末書を読み上げていただけませんか。

(事務局、始末書読み上げ)

議長： ありがとうございます。まあ女性の方ですから分からなかったのでしょうか。採決に入ります。旧市地区の2件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、10番、11番は許可します。  
次に農地法第5条の規定による転用許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案内容につきましては追記等の訂正がありますので合わせて御覧ください。  
議案書は2ページの一番上から、3ページの上から5番目までの旧市地区の議案、53番から63番の10件について説明します。なお、57番は欠番です。

62番について質問がありました。農地以外の一体利用地についてです。農地以外の部分の地目は宅地です。他は、いずれの議案も事前質問はありませんでした。また、基準書に記載のとおり、いずれの議案も立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。

議長： 旧市地区の10件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 採決に入ります。旧市地区の10件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 旧市地区の伊藤委員よろしいでしょうか。

伊藤委員： はい。

議 長： 全員賛成ですので、53番、54番、55番、56番、58番、59番、60番、61番、62番、63番は許可します。  
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は3ページの一番下と4ページの上から3番目までの厚南地区の議案、64番から67番の4件について説明します。  
いずれの議案も事前質問はありませんでした。また、基準書に記載のとおり、いずれの議案も立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。

議 長： 厚南地区の4件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 採決に入ります。厚南地区の4件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、64番、65番、66番、67番は許可します。  
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は4ページの上から4番目と5番目の西岐波地区の議案、68番と69番について説明します。  
いずれの議案も事前質問はありませんでした。また、立地及び一般基準の許可要件は、基準書に記載のとおり、すべて満たしています。

議 長： 西岐波地区の2件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 採決に入ります。西岐波地区の2件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、68番、69番は許可します。  
次に、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は6ページ、農地法第3条の許可申請が3件あります。小野地区の議案15番、楠地区の議案16番、17番について説明します。  
いずれの議案も事前質問はありませんでした。申請内容は議案書に記載のとおりです。事務局で申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 採決に入ります。本件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、15番、16番、17番は許可します。  
次に、議案第4号、非農地証明申請について一括して上程します。  
事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は7ページと8ページ、32番から39番までの8件あります。36番に修正があります。

32番について、耕作されなくなってから60年近く経過していることから現況について質問がありました。森林の様相は呈しておらず、議案書記載のとおり  
の現況です。他は、いずれの議案も事前の質問はありませんでした。申請地の現  
況は、議案書に記載のとおりです。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 採決に入ります。本件について、議案書記載のとおり証明することに賛成の方  
は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、全件について承認・証明することとします。  
次に、議案第5号、農用地利用集積計画(案)の審査について上程します。事務  
局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は9ページから15ページです。

本件について、事前質問はありませんでした。農業経営基盤強化促進法に基づ  
く、農地の貸借による利用権の設定の審査となります。内容は議案書に記載のと  
おりです。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問意見なし)

議 長： 採決の前に該当地区ごとに取りまとめたいと思います。  
東岐波、西岐波、二俣瀬、万倉の委員さん、よろしいでしょうか。

(各地区委員異議なし)

議 長： 分かりました。それでは採決します。  
本件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第5号は原案どおり決定します。  
次に、議案第6号、宇部市農業委員会事務局規程の一部改正について上程しま  
す。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は、本日配付した追加議案となります。追加議案の1ページから12ページです。

本件は、農地法施行規則の一部を改正する省令に伴うものです。改正の主な内容は、申請書の様式の「利用状況」欄及び「申請者の職業若しくは業種又は業務内容」欄の削除、法人が申請する場合における、提出書類の記載です。改正の場所は、4条申請が5ページから8ページの着色部分、5条申請が9ページから12ページの着色部分です。

議長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 採決に入ります。本件について、賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、本件については、議案書記載のとおり承認することとします。これは法律が変わったので、各規定を変えただけです。

次に、議案第7号、要綱等の改正について上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は、同じく本日の追加議案となります。14ページから20ページです。2件あります。

1件目は、宇部市農業委員会現況確認書交付要綱の改正です。14ページの上半分です。

これは、現在、現況が農地か非農地かの現地調査は、農業委員と農地利用最適化推進委員が実施していることから、調査実態に合わせた要綱の改正です。

2件目は、宇部市農業委員会農地パトロール実施要領の改正です。14ページの下半分です。

これは、現在、原則として毎年6月から8月に実施するものとしている農地利用状況調査について、実施の弾力化を図るため所要の改正を行うものです。

議長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議長： 採決に入ります。本件について、賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、本件については、議案書記載のとおり承認することとします。

次に、議案第8号、承認済案件の変更について上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は、同じく本日の追加議案となります。22ページから24ページです。2件あります。

1件目は、令和4年5月定例総会で承認された「令和4年度最適化活動の目標設定等」についてです。22ページの上半分に記載しています。

これは、「推進委員等が最適化活動を行う目標」のうち「最適化活動を行う農業委員の人数」についての訂正です。人数は18人ではなく17人であったことから変更承認を求めるものです。以上です。

2件目は、令和4年6月定例総会で承認された「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」についてです。

これは、「令和3年度の目標及び実績」のうち「解消実績」についての訂正です。解消実績については、遊休農地の新規発生分を算入していなかったため、これを追加し、実績面積及び達成状況、「4 目標及び活動に対する評価」に変更承認を求めるものです。

議 長： これから先米価が下がりそうなので、遊休農地が増える傾向にあると思っています。事務局、その辺りの数値をよく見ておいてください。  
本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 採決に入ります。本件について、賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、本件については、変更承認することとします。  
付議事項は終わりました。  
次に報告事項に入ります。事務局、説明をお願いします。

事務局： 総会報告事案は4件あります。事前配付の議案書に戻り順に説明します。  
報告第1号、議案書は16ページと17ページです。  
認定電気通信事業者が送電用電気工作物の敷地に供するための転用は、転用許可不要で計画協議でよいとされています。このたび、楠地区、厚南地区内で携帯電話の無線基地局設置の協議があり、担当地区で協議した結果、異議なし回答を行った旨の報告です。  
次に、報告第2号、議案書は18ページから23ページまでです。  
市内に事業所を有する農地所有適格法人2社から、農地法に基づき直近会計年度の事業の報告がありその写しと確認結果です。  
次に、報告第3号、議案書は24ページと25ページです。  
市内に事業所を有する一般法人から農地法に基づき直近会計年度の事業の報告があり、その写しです。  
最後に報告第4号、議案書は26ページ。裁判所から西岐波地区の農地について、競売に伴う農地の現況について照会があり、西岐波地区委員と事務局で現地を確認し、別紙のとおり回答を行った旨の報告です。

議 長： ただいまの報告事案について質問等はよろしいですか。  
これら報告事項であり了解いただきたいと存じます。  
次に連絡事項です。市長から宇部市農業振興地域協議会委員の推薦の依頼が来ています。これまで職務代理他2名の委員で対応していただいていますので、甚だ勝手ですが私から指名させていただきます。  
上田職務代理、河村委員、正司委員をお願いします。  
2回くらいの会合になろうかと思えます。農業委員会としても、既に農地でないところが農地として残っている現状を整理する必要があると考えていますので、農業振興地域の委員にお願いしました。よろしくをお願いします。

(事務局から、次回日程を連絡)

議 長： すべての議事、報告が終わりました。  
これを持ちまして、7月定例総会を閉会します。

(10:25終了)